

管理型最終処分場建設事業に係る計画段階環境配慮書  
 審査会意見に対する事業者の見解

資料2

番号	項目	審査会(令和元年12月24日)での意見	意見に対する事業者見解
1	全般	<p>本来、複数案の設定は、事業計画の中で環境に対して重大な影響を与える内容について行うべきものである。事業実施想定区域の近傍に活断層があることを鑑みれば、活断層の存在を踏まえた施設の配置計画等について複数案を設定する等が本来の趣旨ではないか。</p> <p>また、複数案の検討は、重大な影響を受ける環境要素について行うべきものである。浸出液処理施設について複数案を検討するのであれば、河川の水質への影響等の環境要素について検討されることが一般的と考えられるが、どのような影響を想定して騒音についての検討が行われたのか。</p>	<p>地域住民に対する配慮を重視した結果、浸出液処理施設の配置についての複数案を設定することとし、浸出液処理施設は活性汚泥法を採用する予定であり、エアレーション等による騒音・振動の発生による住居等への影響を想定して、複数案を設定いたしました。</p> <p>活断層の存在については、既往文献資料から活断層である花折断層は処分場計画地の付近を通過していると思われませんが、断層位置の詳細につきましては、今後の現地調査にて把握してまいります。</p> <p>その結果も踏まえ、浸出液処理施設の位置も再度検討いたします。</p> <p>また、水質への影響の観点からも、現段階では、下記理由により、A案の方が適切であると判断しております。</p> <p>A案及びB案ともに、東側山間部に配管を設置しますが(図-1)、A案においては処理された処理水が流れます。B案においては処理されていない浸出液が当該箇所を通過することになります。災害等により配管が破損した場合、B案では浸出液が漏洩してしまうこととなりますが、A案では処理水が漏洩するのみであり、A案を選択することにより周辺環境への影響を小さくできると考えております。</p> <p>河川水質への影響では、放流先を水路側とする選択肢も考えられますが、図-2に示すよう、水路は小水路で流量も、和邇川の1/10程度しかなく、排水の影響の大きさの程度は明らかに水路側が高いため、計画段階で水路側への放流は選択しませんでした。</p> <p>なお、水路は和邇川へ流れ込みますので、和邇川での影響は水路に放流しても同等になると考えております。</p>
2	事業計画	<p>事業の目的として災害廃棄物の処理への貢献を挙げておられたが、災害廃棄物を受入れた場合には、廃棄物の受入れ可能な期間が短くなることが想定される。災害廃棄物の受入れと現時点での受入れ計画のどちらを優先するつもりか。</p>	<p>万が一県内で災害が発生した場合には、災害廃棄物の受入れを優先するよう考えております。</p> <p>既に受入を契約している場合には、グループ企業の(株)ヤマゼン最終処分場で代替して受入れする等の対応を検討いたします。</p> <p>なお、(株)ヤマゼン最終処分場におきましては、伊賀市と災害廃棄物の受入協定を締結しておりますので本事業におきましても同様に、地元の途中自治会や伊香立学区、大津市、滋賀県と、災害廃棄物の受入協定についても協議していくよう考えております。</p>

管理型最終処分場建設事業に係る計画段階環境配慮書  
 審査会意見に対する事業者の見解

資料2

番号	項目	審査会(令和元年12月24日)での意見	意見に対する事業者見解
3	事業計画	廃棄物の受入れ先はどのように想定しているか。 廃棄物の中身の確認はどのように行うか。	受入れる廃棄物は県内で発生したものを重視しており、半分以上は県内のものを受入れることを想定しております。 廃棄物の中身の確認は、以下の3段階で実施いたします。 ①契約先に対して廃棄物データシート(WDS)や分析結果等の提出を求めます。 ②契約先において直接、営業員による目視確認や必要に応じ分析を行い、受入基準を満たしていることや特別管理産業廃棄物に該当しないことを確認いたします。 ③搬入時には、マニフェストによる廃棄物の確認と埋立時には、廃棄物の展開検査を実施します。
4	事業計画	遮水シートが破れた場合にはどのように対応するか。	最終処分場底盤部は硬い岩盤となっているため、岩盤の上に水密アスファルトを敷いたうえにアスファルト含浸シートを敷設し、さらに保護アスファルトを敷設します。 側面は遮水シート等で遮水工を行う予定です。 また、最終処分場の上流と下流に観測井戸を設け、地下への浸透を監視していきます。 なお、遮水シートの破損は、埋め立ての初期段階に生じやすいため、保護土と直接、接触する廃棄物は、できるだけ細かな廃棄物(例えば、汚泥、ばいじん、燃え殻)とし、初期における遮水シートの破損を防止します。遮水シートには破損した際に備えて、自己修復シートの採用も検討していきます。
5	事業計画	大雨が降った場合の対応はどのように考えているか。	大雨の際に最終処分場から大量の浸出液が出ることを想定し、日処理量を上回る浸出液が出た場合はこれを一時的に貯留可能な調整槽を設置する計画です。また、最終処分場からの浸出液はポンプアップにより調整槽に入ることとなりますが、万が一調整槽の容量を超える浸出液が出るような非常時には、ポンプアップを停止して最終処分場の埋立地内で一時的に貯留することにより、系外へ流出しないよう対応するよう計画いたします。

管理型最終処分場建設事業に係る計画段階環境配慮書  
 審査会意見に対する事業者の見解

資料2

番号	項目	審査会(令和元年12月24日)での意見	意見に対する事業者見解
6	大気環境	<p>配慮書の2-11に、搬入台数として30～50台程度と記載されているが、採石事業とは別に30～50台程度の台数が増えるという理解でよいか。</p>	<p>採石事業とは別に、最終処分場への廃棄物搬入台数として、新たに30～50台程度の台数を見込んでおります。</p> <p>ただし、配慮書2-8頁に示しましたように、事業実施想定区域内には現在がれき類保管場所等が存在しており、これらは最終処分場の建設に伴い廃止になることから、事業所全体としての増加台数は、この施設に運搬する車両分が少なくなります。</p>
7	水環境、 地形・地質・地盤	<p>万が一最終処分場からの浸出液が地下に浸透した場合を想定し、地下水が断層に制限されてどのように流れるかを踏まえた調査、予測及び評価を行うことは環境影響評価の手続の中で行うべきものと考えられる。浸出液が地下に浸透した場合を想定して環境への影響を調査、予測及び評価するにあたっては、地形のみでなく断層の影響を踏まえて複数条件を設定して行う必要がある。</p> <p>ボーリング調査を行う際には縦方向と斜め方向のボーリングを組み合わせる等して、断層の有無を明確にしていきたい。</p>	<p>文献では、最終処分場直下の位置に活断層及び派生断層は図示されておきませんが、今後、断層位置を特定するボーリング調査等を実施する予定です。なお、ボーリング調査に関しては、ご指摘の点を踏まえた計画を立案します。</p>
8	動物・植物	<p>本事業の事業実施想定区域の近くで行われた「大津北部クリーンセンター整備事業」における調査では、本事業の事前自然環境調査で確認された種数より多くの水生生物種が確認されていることから、本事業における調査においても十分な調査が必要である。</p> <p>また、ツキノワグマやニホンカモシカについては、餌環境や他の動物との相互作用により人里付近も生息圏となりうることから、方法書において調査の対象種とすべきである。</p>	<p>ご指摘の点を踏まえまして、陸生動物、陸生植物、水生生物、生態系を調査対象として、調査方法・地点・頻度・時期等を設定し、予測・評価手法含め、方法書にて提示させていただきます。</p>

管理型最終処分場建設事業に係る計画段階環境配慮書  
 審査会意見に対する事業者の見解

資料2

番号	項目	審査会(令和元年12月24日)での意見	意見に対する事業者見解
9	景観	<p>事業実施想定区域周辺は天津市景観計画において山地景観地域や田園集落景観地域として設定されている。しかし、配慮書では天津市の景観計画について言及がされておらず、事業実施想定区域周辺の地域でどのような景観を守らなければならないのか、前提となる考え方や方向性が整理されていない。方法書段階においては、山地景観地域や田園集落景観地域として求められる考え方や方向性について整理して記載すると共に、それを踏まえた眺望点の設定をお願いしたい。</p> <p>また、配慮書の3-140にも記載されているが、事業実施想定区域は風致地区に指定されており、基本的に新規開発は避けなければならない地域である。事業実施想定区域は開発済の土地ではあるが、風致地区の開発条件を踏まえて調査、予測及び評価をしていただきたい。</p>	<p>方法書段階においては、ご指摘の天津市景観計画の内容を踏まえ、山地景観地域や田園集落景観地域として求められる考え方や方向性について、天津市景観計画ガイドライン(景観地域基準編/眺望景観基準編)に準拠した施設及び緑化方針を検討いたします。</p> <p>眺望点の設定については、調査方法・頻度・時期等を含め、方法書に記載いたします。</p> <p>また、風致地区の開発条件については、天津市風致地区内における建築物等の規制に関する条例に基づいた計画といたします。</p>
10	景観	<p>高木の植栽による遮蔽は景観上重要である。高木で遮蔽できる箇所を事業実施想定区域のどの部分にとることができるかを初期段階から見据えて計画を立てることで、より良い計画ができると考えられる。</p>	<p>最終処分場の土堰堤部分及び天端部分には、高木の植栽は困難なため、初段の土堰堤外周部での高木植栽を検討してまいります。</p> <p>また、土堰堤の緑化にあたっては他事例を参考とし、導入樹種等の緑化方針を検討すると共に、土堰堤が全段完成後に緑化するのではなく、築堤に応じ、都度緑化を行い、早期緑化を行うよう計画しております。</p>
11	文化財・ 伝承文化	<p>この事業地が最初に開発されたときに地域の文化財及び伝承文化の状況について調査は行われていたか。また、その調査結果の報告はあるか。</p>	<p>昭和30年頃に開業しておりますが、当時の資料には、文化財や伝承文化の状況について調査を実施した記録はありませんでした。また、現時点まで掘削する中で遺跡等が発掘された記録はありません。</p>

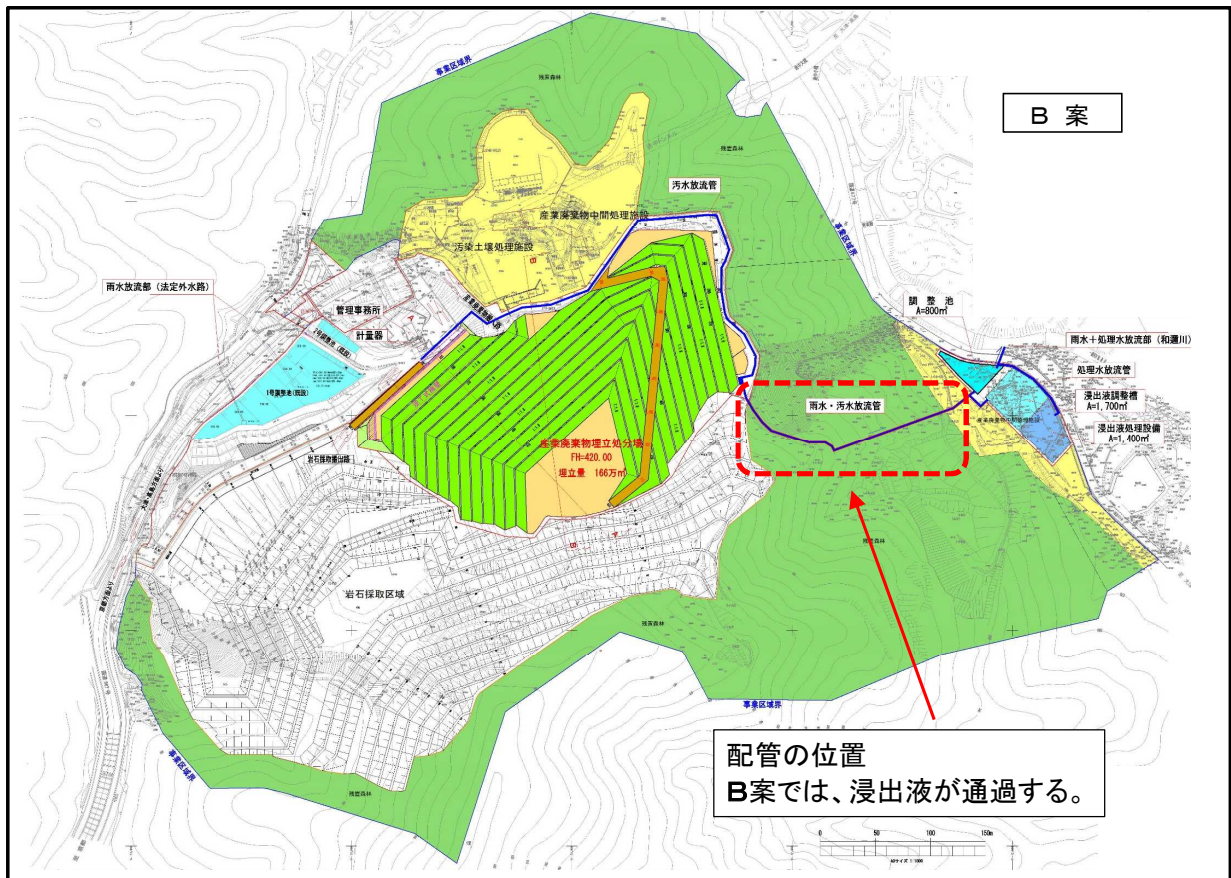
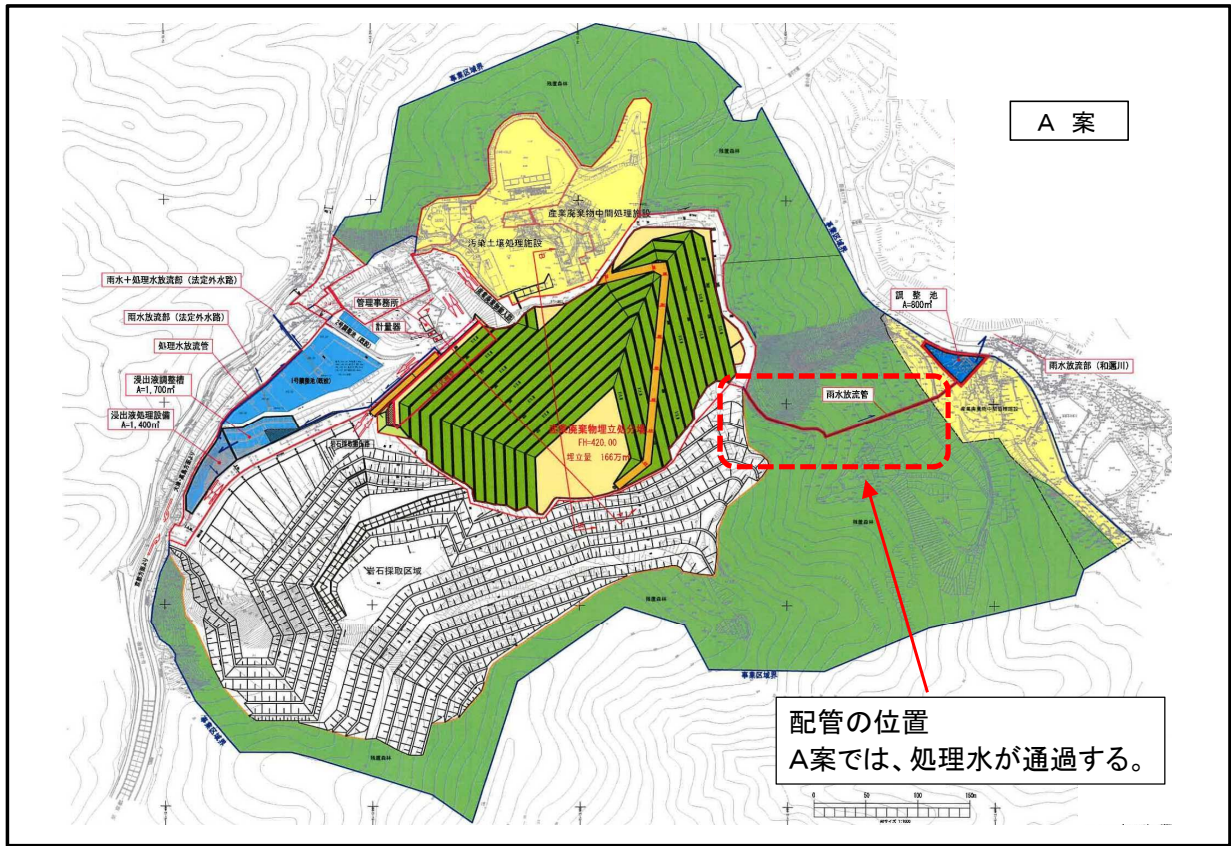


図-1 放流管の位置(A案・B案)

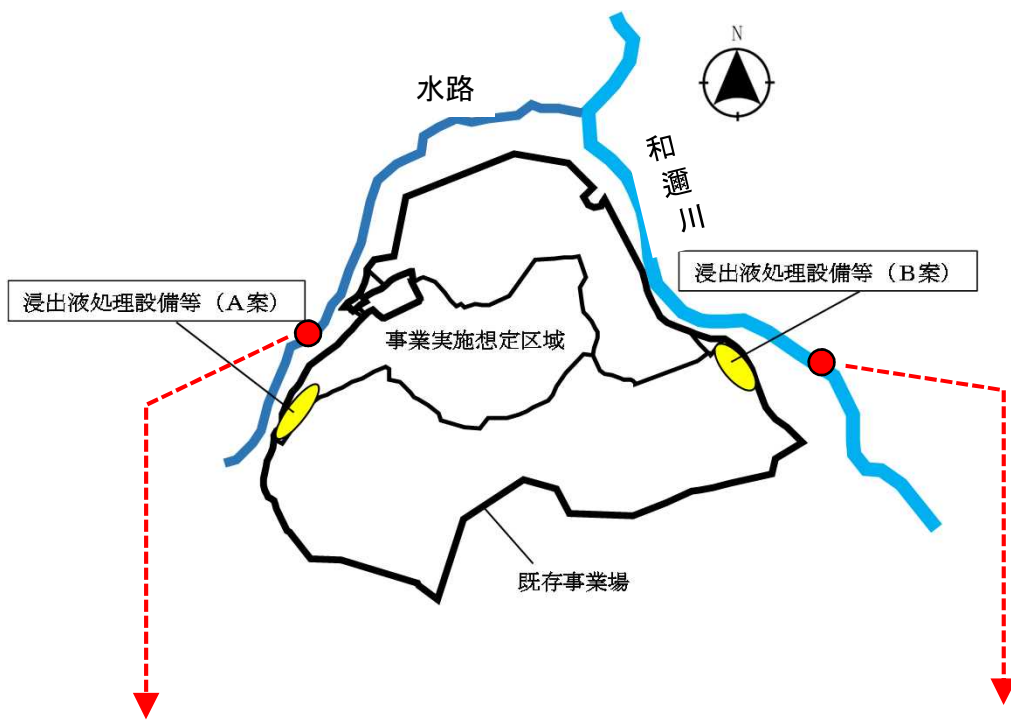


図-2 放流先河川（和邇川）と水路の状況

管理型最終処分場建設事業に係る計画段階環境配慮書  
 大津市長意見及びそれに対する事業者の見解

資料3

番号	項目	意見の内容	意見に対する事業者見解
1	全般	事業計画及び事業の実施による生活環境への影響の程度並びに環境保全措置の内容等について、環境影響評価の手続き等を通じて地域住民へ積極的に情報提供及び説明を行い、理解を得るよう努めること。	本配慮書手続き完了後、方法書及び準備書においては、公告・縦覧を行うと共に、住民説明会を実施し、情報提供を行い理解を得られるよう努めます。
2	全般	市の関係機関と十分に協議・調整を行い環境に配慮した事業計画とすること。	手続きを進めるにあたっては、関係機関と十分に協議・調整を行い、環境に配慮した事業計画とします。
3	対象事業の内容	方法書においては、排水経路について既存施設との関係を記載すると共に、最終処分場の構造及び土堰堤の造成方針も含めた事業概要を示すこと。なお、土堰堤の緑化にあたっては幅広く他事例を参考にし、方針を検討すること。	方法書では、排水経路について既存施設との関係や最終処分場の構造等を含めた事業概要を記載します。また、土堰堤の緑化にあたっては大津市景観計画ガイドライン等を参考とし、導入樹種等の緑化方針を検討します。
4	対象事業の内容	浸出液処理設備の位置の比較検討では、災害等の非常時における事業実施想定区域からの流出防止等の観点からも検討を行い、方法書に検討結果を示すこと。	災害等における流出防止等の観点からの浸出液処理設備の位置の比較検討は、ボーリング調査等の現況把握を行った結果を踏まえ、方法書段階ではなく準備書で検討してまいります。
5	評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	方法書においては、最終処分場の事業特性を十分に踏まえて環境影響評価の項目の選定を行うこと。 調査、予測及び評価の手法の検討にあたっては同様に事業特性に十分留意すると共に、既存事業場と関係する項目については既存事業に上乘せされる負荷の程度を分かりやすく示すこと。	方法書においては、最終処分場の事業特性を十分に踏まえて、計画段階配慮事項として選定しなかった環境要素も含めて環境影響評価項目の選定を行います。 また、既存事業場と関係する項目については既存事業に上乘せされる負荷の程度を明確にいたします。
6	評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	計画段階配慮事項として選定されていない環境要素について、方法書以降の過程で配慮が必要であると判断された場合は、追加で調査、予測及び評価を行うこと。	方法書で配慮が必要であると判断された場合は、追加で調査、予測及び評価を行います。

管理型最終処分場建設事業に係る計画段階環境配慮書  
滋賀県関係課意見に対する事業者の見解

資料 4

番号	担当所属		意見等の内容	事業者見解
	部	課		
1	琵琶湖環境部	循環社会推進課	施設の設置を計画されるにあたり、活断層の影響を考慮されたい。	文献では、最終処分場直下の位置に活断層及び派生断層は図示されておりませんが、断層位置の詳細は、今後の現地調査にて把握してまいります。
2			浸出液処理設備の位置検討について、放出先の状況も考慮されたい。	今後の環境影響評価において、放流先の水質及び流量、水生生物の生息状況を把握し、予測評価を行い、必要に応じて放流先の変更等を含め環境保全措置を検討していきます。また、下水投入についても検討を行います。
3		下水道課	琵琶湖西岸地震発生の懸念があるため、想定震度に基づく「管理型処分場の構造」の検討案が必要ではないか。	地震動に対しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく設置許可申請時において、想定震度に基づく検討を行います。底盤部には、自己修復シートの採用等を検討し、万が一シート破損が起こっても、周辺環境への影響を可能な限り低減できるような構造の検討を行っていきます。
4			浸出液処理について、下水投入の検討も必要ではないか。	浸出液処理水の放流先として下水投入も検討していきます。
5		森林政策課 森林保全課	滋賀県指令森保第165号による許可に係る残置森林等の維持管理に関する誓約書に基づき、残置森林等は適正に維持管理して下さい。	滋賀県指令森保第165号による許可に係る残置森林等の維持管理に関する誓約書に基づき、残置森林等は適正に維持管理を実施していきます。
6			計画内容により当該許可の変更が必要となる場合があります。	適時許可申請を行います。



番号	担当所属		意見等の内容	事業者見解
	部	課		
7	琵琶湖環境部	自然環境保全課	<p>当該事業地は、滋賀県イヌワシ・クマタカ保護指針（平成14年7月策定）による「イヌワシ・クマタカの保護および生息環境保全ゾーン」に含まれています。</p> <p>事業実施にあたっては、専門家に助言を仰ぎ、必要に応じて、営巣活動等により特に敏感度の高い時期（イヌワシ：12月から5月前半、クマタカ：1月から7月中旬）には、人の突然の近接や、不自然な騒音・振動の発生等、当該鳥種を驚かさず恐れがある行為を出来る限り避けるよう、格別の配慮をお願いします。</p>	<p>事前調査において、本事業想定区域の北北西約1kmエリアにてクマタカの営巣及び繁殖成功を確認しております。現状の事業活動の範囲では、繁殖等の行動には影響が出ていないと判断しております。その上で、本事業実施にあたっては、敏感度の高い時期には営巣エリアへの近接を控え、不自然な騒音・振動の発生を極力低減する計画としていきます。また今後、工事中・供用後における事後調査も検討していきます。</p>
8	商工観光労働部	モノづくり振興課	<p>鉱業法の規定による試掘権・採掘権の設定または設定許可申請がされている場合があるので、近畿経済産業局資源エネルギー環境部資源・燃料課に照会してください。</p>	<p>近畿経済産業局資源エネルギー環境部資源・燃料課に照会いたしましたところ、鉱業権の設定は「無」との回答をいただきました。なお、設定許可申請については「回答不可」とのことでしたので、今後、鉱区が設定された場合は、権利者と協議していきます。</p>
9			<p>鉱区が設定されている場合は、権利者と調整をしてください。</p>	
10	農政水産部	水産課	<p>事業実施想定区域付近には和邇川が流れており、事業実施にあたっては、漁場環境の保全及び水産資源保護の観点から、汚濁水をはじめとする水産動植物に有害な物を流出させないように万全の措置を講じてください(滋賀県漁業調整規則第34条)。</p>	<p>今後の環境影響評価において、放流先の水質及び流量、水生生物の生息状況を把握し、予測評価を行い、必要に応じて放流先の変更等を含め環境保全措置を検討し、漁業への影響、アユの産卵への影響を低減していきます。また、浸出液処理水の放流先として下水投入についても検討を行います。</p>
11			<p>和邇川では、追いさで網漁業が許可されていること、和邇川が流入する付近の琵琶湖では、第二種共同漁業権に基づく小型定置網漁業が免許されているほか、刺網漁業、あゆ沖すくい網漁業等様々な漁業が営まれていることから、これらに悪影響を及ぼさないよう十分留意してください。</p>	
12			<p>和邇川下流域には、水産資源保護法に基づくアユの産卵保護水面が設定されていることから、アユの産卵に悪影響を及ぼさないよう十分留意してください。</p>	

番号	担当所属		意見等の内容	事業者見解
	部	課		
13	土木交通 部	都市計 画課	地形及び地質の状況について、地すべり地形が周りに点在していると記載されています。当該処理場は、災害廃棄物の受け入れについても大きく貢献するとありますが、道路が寸断される等の恐れはないのか、ご確認いただきたい。	配慮書p2-14に示した通り、本施設へのルートは、国道367号及び国道447号の利用を計画しております。地すべり地形に関しては、配慮書p3-27に示したとおりであり、走行ルート付近には国道367号（本事業想定区域から北側）と、国道477号の一部に地すべり地形が認められます。これらを含め、地震により全てのルートが寸断される可能性は否めませんが、災害廃棄物の受け入れに関しては長期間の対応も必要なため、ルート復旧後には貢献できるものと考えております。
14			活断層の花折断層が区域の西縁付近に存在すると記載されていますが、地震が発生した際の遮水シートへの影響は考慮されているのか、ご確認いただきたい。	地震動に対しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく設置許可申請時において、想定震度に基づく検討を行います。底盤部には、自己修復シートの採用等を検討し、万が一シート破損が起こっても、周辺環境への影響を可能な限り低減できるような構造の検討を行っていきます。
15	教育 委員会	文化財 保護課	事業予定地には、周知の埋蔵文化財包蔵地は所在しておりませんが、事業予定地が広域のため、不時発見等のおそれがあります。つきましては埋蔵文化財の取り扱いについて、事前に大津市教育委員会 文化財保護課と協議してください。	ご指摘の通り、不時発見等のおそれがありますので、埋蔵文化財の取り扱いについて、事前に大津市教育委員会 文化財保護課と協議させていただきます。
16	県警 本部	交通規 制課	開発に伴って、出入車両に付着した砂泥等が道路に流出することがないように、洗車場を設ける等して、道路を汚損したり粉塵が飛散することのないように配慮してください。	現在も既存の施設の稼働に伴い、出入車両に付着した砂泥等が道路に流出しないよう、洗車設備を設け退車する車輛のタイヤ等に付着した土砂及びごみを取り除いています。本事業の工事及び供用に当たっても同洗車設備を活用する計画です。